

令和4年度第3回地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会 次第

日 時 令和4年10月12日(水) 19時00分から  
場 所 産業経済会館3階 第1会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第2期中期目標の期間の終了時の検討について(資料1、2)

(2) 第3期中期目標案について(資料3～6)

(3) 第3期中期計画素案について(資料7)

3 閉 会

配付資料

資料1 第2期中期目標の期間の終了時の検討について

資料2 意見書(第2期中期目標の期間の終了時の検討)について

資料3 第3期中期目標案に係るパブリックコメント(市民意見提出手続)結果

資料4 第3期中期目標案 新旧対照表

資料5 第3期中期目標案

資料6 意見書(第3期中期目標案)について

資料7 第3期中期計画素案について(第3期中期目標案との対比表)

参考資料1 第2期中期計画

## 第 2 期中期目標期間の終了時の検討について

### 1 趣旨

- 地方独立行政法人法では、中期目標期間終了時に、設立団体の長（市長）が、地方独立行政法人の業務・組織の全般にわたる見直し検討を行い、その結果に基づく措置を講ずることを定めている。
- なお、P D C A サイクルを有効に機能させる観点から、上記の検討は、第 2 期中期目標期間業務実績（見込）の評価を踏まえて実施することとされている。
- また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くことが定められている。

#### ○地方独立行政法人法（抄）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第30条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

### 2 法人の業務・組織の全般にわたる見直し検討（案）について

法第30条に規定する業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討については、第 2 期中期目標期間業務実績（見込）評価において、地方独立行政法人静岡市立静岡病院としての役割を着実に果たしていることが確認できたことから、引き続き、業務を行うことが適当である。

#### ○第 2 期中期目標期間業務実績（見込）評価結果（市議会 9 月定例会にて報告）

##### ◆全体評価

中期計画の達成に向けて順調に進捗しており、中期目標期間の終了時において、全体として中期目標の達成が見込まれる。

##### ◆項目別評価（全27項目中）

- 「S 所期の目標を上回る成果が得られている」 … 3項目
- 「A 所期の目標をおおむね達成している（標準）」 … 24項目
- 「B」、「C」 … 該当なし

### 3 評価委員会意見書（案）

別添（資料 2）のとおり

#### 検討結果に基づく措置について

上記の検討結果に基づき、法人の業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずる必要はないものとする。それゆえ、第 3 期中期目標を策定し、法人に指示することをもって、所要の措置を講ずることと整理したい。

令和 4 年 10 月 日

静岡市長 田辺 信宏 様

地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会  
委員長 藤本 健太郎

### 意見書

地方独立行政法人静岡市立静岡病院に係る中期目標の期間の終了時の検討について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第 2 項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

### 記

地方独立行政法人静岡市立静岡病院は、市民が必要とする高度で良質な医療を安定的、継続的に提供しており、市の行った第 2 期中期目標期間の業務実績（見込）の評価においても、「中期計画の達成に向けて順調に進捗しており、中期目標の期間の終了時において、全体として中期目標の達成が見込まれる。」という全体評価を受けた。

このことから、地方独立行政法人静岡市立静岡病院としての役割を着実に果たしており、適切な運営が行われていることから、引き続き、業務を行うことが適当であると判断する。

以上

## 第3期中期目標案に係るパブリックコメント(市民意見提出手続)結果

意見等概要			市の考え方	目標に反映
区分	意見等要旨	件数		
1 全体	<p>&lt;中期目標案に共感できる理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsが4つ含まれているから</li> <li>・話題のSDGsを取り入れているから。</li> <li>・市内で高度医療を提供している病院として適切な意見だと思うから</li> <li>・明確でわかりやすいから</li> <li>・真っ当な目標だから</li> <li>・静岡市立病院の強みを活かした目標であったため</li> <li>・地元の人が安心できるような案だから</li> <li>・今後も市民のために頑張ってくれそうだから</li> <li>・静岡病院はハートセンターなどの強みと、市民にとって断らない救急であると言う安心感がありそれを生かしていくのはとても良いと思う</li> </ul>	9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市としては、今後も静岡病院が、病院としての強みを生かし、市民が安心して生活できるように、地域医療の中心的な役割を果たしてほしいという思いから中期目標案を作成しました。</li> <li>・中期目標案の前文にも記載のとおり、病院事業はSDGsの目標3“すべての人々に健康と福祉を”を体現する事業です。“持続可能な地域医療の実現”のためにも、静岡病院には引き続き、医療の提供に加えて、患者サービスの向上、職場環境の充実などを幅広く取り組んでいただきたいと考えております。</li> </ul>	
2 第2-1(2) 静岡病院が担うべき医療	<p>&lt;中期目標案に共感できる理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環器系やがん医療、救急体制など、静岡病院の特色が生かされていて、地域にとってもいい目標だと感じた。医療従事者の人材確保や教育、時間外労働規制など、働きやすい環境という目標があることで患者へのサービスを向上できるのでいいと思った。</li> </ul>	1		
3 第2-1(2) 静岡病院が担うべき医療	<p>&lt;中期目標案に共感できる理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡市民のためによりよい病院にしようとする姿勢が強く伝わってくるから。特に断らない救急医療の継続という点が心強いと感じたから。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も静岡病院には、地域の方々の安全・安心のため、市の救急医療における中心的な役割を果たしていくことを期待しており、中期目標案にその旨、記載しております。</li> </ul>	
4 第2-1(2) 静岡病院が担うべき医療	<p>&lt;中期目標案に共感できる理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡病院の強みの一つは救急車の応需率だと思います。強みを活かし、いつでも受け入れてくれる地域の方々の安心と、高度な医療技術を提供できることが目標に表現されてるからです。</li> </ul>	1		
5 第2-4(3) 市民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡病院が新型コロナ患者の治療だけでなく、救急医療や心臓病やがんの治療を頑張っていることがわかりました。</li> <li>・市民にとって一番欲しい情報は、静岡病院に行くときの治療を受けれるか、ということだと思います。今後も、ホームページなどで治療の内容や病気の情報が市民にわかりやすく伝えていただけると嬉しいです。よろしくお願いします。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民にとってより身近で有用な情報は、「診療・治療実績」や「疾病」であると考え、市民への情報提供をする事項については、「病院の診療・治療実績、疾病、経営状況に関する情報等」の順番で記載することとしました。</li> </ul>	○
6 第3-2 教育研修の充実 第3-3 職員の勤務意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年の達成状況が具体的に示されないと、今回の目標の実抜性が判断できない。</li> <li>・教育研修の充実、職員の勤務意欲向上とは具体的に何をするのかわからない。具体性を欠いているから判断のしようがない。</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標案は第3期(令和5年度～8年度)の静岡病院の大きな方向性を示すものです。</li> <li>・市は昨年度の静岡病院の業務実績を、計画どおり進捗していると評価し、その内容を踏まえ今回の中期目標案を策定しています。なお、昨年度の業務実績や市の評価等につきましては、市ホームページで公表しています。</li> <li>・今回、策定する中期目標を受けて、今後、静岡病院が中期計画を策定します。その中で、「教育研修の充実」、「職員の勤務意欲向上」等に関するより具体的な取組が示されていくこととなります。</li> </ul>	

(14件)

## 地方独立行政法人静岡市立静岡病院第3期中期目標案 新旧対照表

素案（第2回評価委員会説明時）	最終案
<p>目次 前文 第1 中期目標の期間 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における役割・機能と担うべき医療           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡病院が担う役割・機能</li> <li>(2) 静岡病院が担うべき医療（高度医療・専門医療、救急医療、感染症医療、災害時医療等）</li> </ol> </li> <li>2 患者の視点に立った信頼される医療の提供           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 患者中心の医療の推進</li> <li>(2) 医療安全対策</li> <li>(3) 患者サービスの向上</li> </ol> </li> <li>3 医療従事者の確保と働き方改革           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療従事者の確保</li> <li>(2) 医師等医療従事者の働きやすい環境づくり</li> </ol> </li> <li>4 地域との連携           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の医療機関との連携</li> <li>(2) 市や関係機関等との連携</li> <li>(3) 市民への情報提供</li> </ol> </li> </ol> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 効率的な業務運営等</li> <li>2 教育研修の充実</li> <li>3 職員の勤務意欲の向上</li> <li>4 事務部門の強化</li> </ol> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経営指標に係る数値目標の設定</li> <li>2 収入の確保及び費用の節減</li> </ol> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令等の遵守</li> <li>2 施設・医療機器等の更新</li> </ol>	<p>目次 前文 第1 中期目標の期間 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における役割・機能と担うべき医療           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 静岡病院が担う役割・機能</li> <li>(2) 静岡病院が担うべき医療（高度医療・専門医療、救急医療、感染症医療、災害時医療等）</li> </ol> </li> <li>2 患者の視点に立った信頼される医療の提供           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 患者中心の医療の推進</li> <li>(2) 医療安全対策</li> <li>(3) 患者サービスの向上</li> </ol> </li> <li>3 医療従事者の確保と働き方改革           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療従事者の確保</li> <li>(2) 医師等医療従事者の働きやすい環境づくり</li> </ol> </li> <li>4 地域との連携           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域の医療機関との連携</li> <li>(2) 市や関係機関等との連携</li> <li>(3) 市民への情報提供</li> </ol> </li> </ol> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 効率的な業務運営等</li> <li>2 教育研修の充実</li> <li>3 職員の勤務意欲の向上</li> <li>4 事務部門の強化</li> </ol> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 経営指標に係る数値目標の設定</li> <li>2 収入の確保及び費用の節減</li> </ol> <p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法令等の遵守</li> <li>2 施設・医療機器等の更新</li> </ol>

前文

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「静岡病院」という）は、明治2年の創立以来150年余にわたり、地域の第一線の基幹的病院として、市民の健康と生命を守り続けてきた。平成28年度の法人設立以降は、地方独立行政法人のメリットである自律性、機動性を発揮して、高度化・多様化する医療ニーズに柔軟かつ的確に対応し、循環器系疾患領域を中心とする高度・専門医療において顕著な実績をあげるとともに、救急医療、感染症医療など本市の政策医療においても積極的かつ主導的な役割を果たし、“本市の地域医療の最後の砦”として地域医療の確保と質の向上に貢献してきた。

第2期中期目標期間（平成31年4月～令和5年3月）においては、当該期間が始まってまもなく発生した新型コロナウイルスの災禍に際し、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として最も初期の段階から対応し、クルーズ船からの患者受入れに始まり、その後も中等症・重症の患者を中心に数多くの患者を受入れ、他の医療機関では対応困難な高度な治療も提供してきた。未知のウイルスから市民を守るため、病院の総力を挙げて患者を受け入れ、他の医療機関、施設、学校などを支援し、指定医療機関としての重責を果たしてきたことに敬意を表したい。

新しい感染症との闘いは長期化の様相を呈しており、感染症医療と一般医療の並立、市民の受療動向の変化、さらには世界情勢を反映した物価の急騰も相まって、病院は人的、物的、財政的に大きな負担を強いられている。こうした中、第3期中期目標期間（令和5年4月～令和9年3月）においては、静岡病院には、不透明・不確実なアフターコロナの病院を取り巻く環境を注視しつつ、今年3月に総務省が公表した公立病院の経営強化や病院間の機能分化・連携強化に主眼を置く“公立病院経営強化ガイドライン”も踏まえた上で、職員一丸となって地域の実情に即した必要な経営強化に取り組むとともに、さらに強みを生かした病院経営をして欲しい。

病院事業はSDGsの目標3“すべての人々に健康と福祉を”を体現する事業である。“持続可能な地域医療の実現”のため、静岡病院には引き続き、地域医療の確保と病院の経営の安定という時に相反する課題の両立に真摯に取り組み、市民に対して質の高い医療を提供していくことを求め、ここに第3期中期目標を定める。

前文

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「静岡病院」という）は、明治2年の創立以来150年余にわたり、地域の第一線の基幹的病院として、市民の健康と生命を守り続けてきた。平成28年度の法人設立以降は、地方独立行政法人のメリットである自律性、機動性を発揮して、高度化・多様化する医療ニーズに柔軟かつ的確に対応し、循環器系疾患領域を中心とする高度・専門医療において顕著な実績をあげるとともに、救急医療、感染症医療など本市の政策医療においても積極的かつ主導的な役割を果たし、“本市の地域医療の最後の砦”として地域医療の確保と質の向上に貢献してきた。

第2期中期目標期間（平成31年4月～令和5年3月）においては、当該期間が始まってまもなく発生した新型コロナウイルスの災禍に際し、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として最も初期の段階から対応し、クルーズ船からの患者受入れに始まり、その後も中等症・重症の患者を中心に数多くの患者を受入れ、他の医療機関では対応困難な高度な治療も提供してきた。未知のウイルスから市民を守るため、病院の総力を挙げて患者を受け入れ、他の医療機関、施設、学校などを支援し、指定医療機関としての重責を果たしてきたことに敬意を表したい。

⑤その他軽微な修正

新しい感染症との闘いは長期化の様相を呈しており、感染症医療と一般医療の並立、市民の受療動向の変化、さらには世界情勢を反映した物価の急騰も相まって、病院は人的、物的、財政的に大きな負担を強いられている。こうした中、第3期中期目標期間（令和5年4月～令和9年3月）においては、静岡病院には、不透明・不確実なアフターコロナの病院を取り巻く環境を注視しつつ、令和4年3月に総務省が公表した公立病院の経営強化や病院間の機能分化・連携強化に主眼を置く“公立病院経営強化ガイドライン”も踏まえた上で、職員一丸となって地域の実情に即した必要な経営強化に取り組むとともに、さらに強みを生かした病院経営をして欲しい。

病院事業はSDGsの目標3“すべての人々に健康と福祉を”を体現する事業である。“持続可能な地域医療の実現”のため、静岡病院には引き続き、地域医療の確保と病院の経営の安定という時に相反する課題の両立に真摯に取り組み、市民に対して質の高い医療を提供していくことを求め、ここに第3期中期目標を定める。

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域における役割・機能と担うべき医療

(1) 静岡病院が担う役割・機能

医療需要の変化への対応等を迫られる厳しい環境の中、国等の医療政策の動向を十分に踏まえ、誰一人取り残さない地域医療の安定的な提供と健全な病院経営の両立を図りつつ、質の高い医療を提供していくこと。

また、地域医療構想等を踏まえ、高度な急性期医療を担う中核病院として、市内の医療提供体制において果たすべき役割や機能を明確に示していくこと。

(2) 静岡病院が担うべき医療

(高度医療・専門医療等)

地域における心臓・血管疾患治療の中心的な役割を担ってきた伝統と実績を踏まえ、引き続き、高度で専門的な医療を提供すること。

また、地域がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた先進的で質の高いがん医療を提供すること。

さらに、今後の医療需要の動向を注視しながら、市内の医療の提供状況や医療ニーズの変化に対応した医療を提供すること。

(救急医療)

本市の救急医療が逼迫する中、より高次な救急医療を担う体制を構築し、関係医療機関との連携・協力を一層推進することにより、市立病院として、引き続き、本市の救急医療体制の中心的な役割を担うこと。

(感染症医療)

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関として、感染症患者（第一類）の受入体制を維持するとともに、患者発生時においては市及

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域における役割・機能と担うべき医療

(1) 静岡病院が担う役割・機能

医療需要の変化への対応等を迫られる厳しい環境の中、国等の医療政策の動向を十分に踏まえ、誰一人取り残さない地域医療の安定的な提供と健全な病院経営の両立を図りつつ、質の高い医療を提供していくこと。

また、地域医療構想等を踏まえ、高度な急性期医療を担う中核病院として、市内の医療提供体制において果たすべき役割や機能を明確に示していくこと。併せて地域包括ケアシステムの推進に寄与すること。

①第2回評価委員会での意見

(2) 静岡病院が担うべき医療

(高度医療・専門医療等)

地域における心臓・血管疾患治療の中心的な役割を担ってきた伝統と実績を踏まえ、引き続き、高度で専門的な医療を提供すること。

また、地域がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた先進的で質の高いがん医療を提供すること。

さらに、今後の医療需要の動向を注視しながら、市内の医療の提供状況や医療ニーズの変化に対応した医療を提供すること。

(救急医療)

本市の救急医療が逼迫する中、より高次な救急医療を担う体制を構築し、関係医療機関との連携・協力を一層推進することにより、市立病院として、引き続き、本市の救急医療体制の中心的な役割を担うこと。

(感染症医療)

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関として、感染症患者（第一類）の受入体制を維持するとともに、患者発生時においては市及

び関係機関と連携し、入院治療等の対応を行うこと。

また、新興感染症患者の対応については、引き続き、関係機関と連携・協力しながら、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。これまでの経験をもとに、新興感染症等の感染拡大時の対応に資するよう平時からの機能整備に取り組むこと。

(災害時医療)

市民の安全・安心を守るため、災害拠点病院として、大規模災害の発生に備え、必要な人的・物的資源を確保し、対応マニュアル等の整備及びこれに基づく訓練を行うこと。また、大規模災害発生時には、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。

## 2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

### (1) 患者中心の医療の推進

患者に信頼される病院として、診療情報を適切に管理するとともに、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。

### (2) 医療安全対策

患者に対し、安全・安心な医療を提供するため、職員全員が医療安全への意識を高めるとともに、医療事故・院内感染の予防や再発防止に向けた取組を組織的に行うこと。

### (3) 患者サービスの向上

日頃から患者のニーズを意識し、対応策や改善策を迅速かつ的確に講ずることで、患者満足度の向上を図ること。また、職員一人ひとりが、患者に寄り添った対応ができるよう、職員の接遇向上を図ること。

## 3 医療従事者の確保と働き方改革

### (1) 医療従事者の確保

持続可能な地域医療の確保のため、優れた知識と専門性を有する医療従事者の確保に努めること。

特に医師については、教育研修・研究機能の充実や勤務環境の整備等により、中長期的な視野で人材の確保に努めること。

び関係機関と連携し、入院治療等の対応を行うこと。

また、新興感染症患者の対応については、引き続き、関係機関と連携・協力しながら、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。これまでの経験をもとに、新興感染症等の感染拡大時の対応に資するよう平時からの機能整備に取り組むこと。

(災害時医療)

市民の安全・安心を守るため、災害拠点病院として、大規模災害の発生に備え、必要な人的・物的資源を確保し、対応マニュアル等の整備及びこれに基づく訓練を行うこと。また、大規模災害発生時には、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。

## 2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

### (1) 患者中心の医療の推進

患者に信頼される病院として、診療情報を適切に管理するとともに、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。

### (2) 医療安全対策

患者に対し、安全・安心な医療を提供するため、職員全員が医療安全への意識を高めるとともに、医療事故・院内感染の予防や再発防止に向けた取組を組織的に行うこと。

### (3) 患者サービスの向上

日頃から患者のニーズを意識し、対応策や改善策を迅速かつ的確に講ずることで、患者満足度の向上を図ること。また、職員一人ひとりが、患者に寄り添った対応ができるよう、職員の接遇向上を図ること。

## 3 医療従事者の確保と働き方改革

### (1) 医療従事者の確保

持続可能な地域医療の確保のため、優れた知識と専門性を有する医療従事者の確保に努めること。

特に医師については、教育研修・研究機能の充実や勤務環境の整備等により、中長期的な視野で人材の確保に努めること。



(2) 医療従事者の働きやすい環境づくり

医療従事者の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務負担の軽減、柔軟な勤務形態の整備など、職場環境の整備に努めること。特に医師の時間外労働規制には、確実に対応すること。

4 地域との連携

(1) 地域の医療機関との連携

地域の基幹病院として、持続可能な地域医療提供体制の確保に資するよう、必要に応じて他の医療機関等との機能分化や連携強化を図ること。

また、地域医療支援病院として、地域の医療機関との適切な役割分担のもと、医療機能や役割に応じて患者の紹介を受け、又は逆紹介を行うなど、地域の医療機関との連携を図ること。

(2) 市や関係機関等との連携

市立病院として、地域の医療機関等の感染予防対策の支援、救急医療における関係病院間の調整の主導など、市の医療政策のパートナーとしての役割を引き続き果たしていくこと。

また、市その他の関係機関等と連携した事業の実施や協力を通じて、地域医療をオール静岡で支えていくこと。

(3) 市民への情報提供

病院の経営状況、診療・治療実績、疾病に関する情報等、市民に有用な情報を迅速かつ正確に発信すること。また、医療に関する知識の普及のため、市内の教育機関等と連携し、医療教育をさらに推進していくこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営等

医療環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制の構築を図ること。また、法人内の人的資源が効率的かつ有効に機能するよう各部門の自由闊達なコミュニケ

(2) 医療従事者の働きやすい環境づくり

医療従事者の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務負担の軽減、柔軟な勤務形態の整備など、職場環境の整備に努めること。特に医師の時間外労働規制には、確実に対応すること。

4 地域との連携

(1) 地域の医療機関との連携

地域の基幹病院として、持続可能な地域医療提供体制の確保に資するよう、必要に応じて他の医療機関等との機能分化や連携強化を図ること。

また、地域医療支援病院として、地域の医療機関との適切な役割分担のもと、医療機能や役割に応じて患者の紹介を受け、又は逆紹介を行うなど、地域の医療機関との連携を図ること。

(2) 市や関係機関等との連携

市立病院として、地域の医療機関等の感染予防対策の支援、救急医療における関係病院間の調整の主導など、市の医療政策のパートナーとしての役割を引き続き果たしていくこと。

また、市その他の関係機関等と連携した事業の実施や協力を通じて、地域医療をオール静岡で支えていくこと。

(3) 市民への情報提供

病院の診療・治療実績、疾病、経営状況に関する情報等、市民に有用な情報を迅速かつ正確に発信すること。また、医療に関する知識の普及のため、市内の教育機関等と連携し、医療教育をさらに推進していくこと。

②パブコメ意見

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営等

医療環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制の構築を図ること。また、法人内の人的資源が効率的かつ有効に機能するよう各部門の自由闊達なコミュニケ

<p>ーションにより、組織力を十二分に発揮し、業務運営体制の強化を図ること。</p> <p>職員全員が業務運営に関する意識を高め、組織として業務改善に継続的に取り組むこと。また、部門別の目標による管理や外部評価の活用により業務運営の改善を図ること。</p> <p>2 教育研修の充実 職員のスキルアップを図るため、体系的な部門別研修、テーマ別研修等を充実させること。</p> <p>3 職員の勤務意欲の向上 職場環境を整備し、職員の自己啓発への支援制度や能力・勤務実績が認められる仕組みを整備することで、職員の勤務意欲を向上させ、組織の活性化を図ること。</p> <p>4 事務部門の強化 事務職員の計画的な採用とともに、研修や人事管理等の仕組みの構築等を通して、病院経営、医療に関する制度等に精通した専門性の高い事務職員を確保し、育成していくこと。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 経営指標に係る数値目標の設定 地方独立行政法人法等に基づく政策医療等に係る運営費負担金の受入れの下、第3期中期目標期間を通じて、経営の健全化を図ること。 経常収支比率については、第3期中期目標期間の収支において、経常収支比率100%以上とする数値目標を設定すること。</p> <p>2 収入の確保及び費用の節減 収入増加に繋がる診療体制の確保や効率的な病床利用に努めるとともに、診療報酬改定、患者の動向等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的な収入確保を図ること。 また、職員全員がコスト意識を持ち、効率的な業務運営に努める</p>	<p>ーションにより、組織力を十二分に発揮し、業務運営体制の強化を図ること。</p> <p>職員全員が業務運営に関する意識を高め、組織として業務改善に継続的に取り組むこと。また、部門別の目標による管理や外部評価の活用により業務運営の改善を図ること。</p> <p>2 教育研修の充実 職員のスキルアップを図るため、体系的な部門別研修、テーマ別研修等を充実させること。</p> <p>3 職員の勤務意欲の向上 職場環境を整備し、職員の自己啓発への支援制度や能力・勤務実績が認められる仕組みを整備することで、職員の勤務意欲を向上させ、組織の活性化を図ること。</p> <p>4 事務部門の強化 事務職員の計画的な採用とともに、研修や人事管理等の仕組みの構築等を通して、病院経営、医療に関する制度等に精通した専門性の高い事務職員を確保し、育成していくこと。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 経営指標に係る数値目標の設定 地方独立行政法人法等に基づく政策医療等に係る運営費負担金の受入れの下、第3期中期目標期間を通じて、経営の健全化を図ること。 経常収支比率については、第3期中期目標期間の収支において、経常収支比率100%以上とする数値目標を設定すること。</p> <p>2 収入の確保及び費用の節減 収入増加に繋がる診療体制の確保や効率的な病床利用に努めるとともに、診療報酬改定、患者の動向等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的な収入確保を図ること。 また、職員全員がコスト意識を持ち、効率的な業務運営に努める</p>
---	---

こと。人件費及び材料費の管理、材料の調達コストの削減等を通して、費用の節減を図ること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 法令等の遵守

医療法等の関係法令を遵守し、行動規範の確立及び実践により、適正な業務運営を行うこと。また、個人情報保護、情報公開に関して、法令や国のガイドラインに基づき、適切に対応すること。

### 2 施設・医療機器等の更新

今後の医療需要の変化や地域の実情を踏まえ、長期的な視点をもって、病院施設・設備の長寿命化や更新を計画的に実施すること。  
特に老朽化した施設の再整備については、病院の将来の目指す姿を見据え、市と十分に連携を図りながら検討を進めること。

医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。

こと。人件費及び材料費の管理、材料の調達コストの削減等を通して、費用の節減を図ること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 法令等の遵守

医療法等の関係法令を遵守し、行動規範の確立及び実践により、適正な業務運営を行うこと。また、個人情報保護、情報公開に関して、法令や国のガイドラインに基づき、適切に対応すること。

### 2 施設・医療機器等の更新

今後の医療需要の変化や地域の実情を踏まえ、長期的な視点をもって、病院施設・設備の更新や修繕を計画的に実施すること。  
特に、老朽化が進み手狭になっている西館その他の施設については、医療の高度化や技術の進展に適應するための再整備が必要であることから、市と十分に連携を図りながら、早急に、本目標に定める病院が担うべき役割・機能等を踏まえ、将来の病院のあり方について検討を進めること。

医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。

デジタル化への対応については、医療の質の向上、働き方改革の推進等を見据え、各種情報システムを積極的に活用していくこと。

③庁内での修正意見

④庁内での修正意見

備考 変更箇所は、下線が引かれた部分である。

## 地方独立行政法人静岡市立静岡病院第3期中期目標案

## 目次

## 前文

## 第1 中期目標の期間

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 1 地域における役割・機能と担うべき医療

## (1) 静岡病院が担う役割・機能

(2) 静岡病院が担うべき医療（高度医療・専門医療、救急医療、感染症医療  
災害時医療等）

## 2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

## (1) 患者中心の医療の推進

## (2) 医療安全対策

## (3) 患者サービスの向上

## 3 医療従事者の確保と働き方改革

## (1) 医療従事者の確保

## (2) 医師等医療従事者の働きやすい環境づくり

## 4 地域との連携

## (1) 地域の医療機関との連携

## (2) 市や関係機関等との連携

## (3) 市民への情報提供

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

## 1 効率的な業務運営等

## 2 教育研修の充実

## 3 職員の勤務意欲の向上

## 4 事務部門の強化

## 第4 財務内容の改善に関する事項

## 1 経営指標に係る数値目標の設定

## 2 収入の確保及び費用の節減

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

## 1 法令等の遵守

## 2 施設・医療機器等の更新

## 前文

地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「静岡病院」という）は、明治2年の創立以来150年余にわたり、地域の第一線の基幹的病院として、市民の健康と生命を守り続けてきた。平成28年度の法人設立以降は、地方独立行政法人のメリットである自律性、機動性を発揮して、高度化・多様化する医療ニーズに柔軟かつ的確に対応し、循環器系疾患領域を中心とする高度・専門医療において顕著な実績をあげるとともに、救急医療、感染症医療など本市の政策医療においても積極的かつ主導的な役割を果たし、“本市の地域医療の最後の砦”として地域医療の確保と質の向上に貢献してきた。

第2期中期目標期間（平成31年4月～令和5年3月）においては、当該期間が始まってまもなく発生した新型コロナウイルスの災禍に際し、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として最も初期の段階から対応し、クルーズ船からの患者受入れに始まり、その後も中等症・重症の患者を中心に数多くの患者を受入れ、他の医療機関では対応困難な高度な治療も提供してきた。未知のウイルスから市民を守るため、病院の総力を挙げて患者を受け入れ、他の医療機関、施設、学校などを支援し、指定医療機関としての重責を果たしてきたことに敬意を表したい。

新しい感染症との闘いは長期化の様相を呈しており、感染症医療と一般医療の並立、市民の受療動向の変化、さらには世界情勢を反映した物価の急騰も相まって、病院は人的、物的、財政的に大きな負担を強いられている。こうした中、第3期中期目標期間（令和5年4月～令和9年3月）においては、静岡病院には、不透明・不確実なアフターコロナの病院を取り巻く環境を注視しつつ、令和4年3月に総務省が公表した公立病院の経営強化や病院間の機能分化・連携強化に主眼を置く“公立病院経営強化ガイドライン”も踏まえた上で、職員一丸となって地域の実情に即した必要な経営強化に取り組むとともに、さらに強みを生かした病院経営をして欲しい。

病院事業はSDGsの目標3“すべての人々に健康と福祉を”を体現する事業である。“持続可能な地域医療の実現”のため、静岡病院には引き続き、地域医療の確保と病院の経営の安定という時に相反する課題の両立に真摯に取り組み、市民に対して質の高い医療を提供していくことを求め、ここに第3期中期目標を定める。

## 第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 地域における役割・機能と担うべき医療

#### (1) 静岡病院が担う役割・機能

医療需要の変化への対応等を迫られる厳しい環境の中、国等の医療政策の動向を十分に踏まえ、誰一人取り残さない地域医療の安定的な提供と健全な病院経営の両立を図りつつ、質の高い医療を提供していくこと。

また、地域医療構想等を踏まえ、高度な急性期医療を担う中核病院として、市内の医療提供体制において果たすべき役割や機能を明確に示していくこと。併せて地域包括ケアシステムの推進に寄与すること。

#### (2) 静岡病院が担うべき医療

##### (高度医療・専門医療等)

地域における心臓・血管疾患治療の中心的な役割を担ってきた伝統と実績を踏まえ、引き続き、高度で専門的な医療を提供すること。

また、地域がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた先進的で質の高いがん医療を提供すること。

さらに、今後の医療需要の動向を注視しながら、市内の医療の提供状況や医療ニーズの変化に対応した医療を提供すること。

##### (救急医療)

本市の救急医療が逼迫する中、より高次の救急医療を担う体制を構築し、関係医療機関との連携・協力を一層推進することにより、市立病院として、引き続き、本市の救急医療体制の中心的な役割を担うこと。

##### (感染症医療)

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関として、感染症患者（第一類）の受入体制を維持するとともに、患者発生時においては市及び関係機関と連携し、入院治療等の対応を行うこと。

また、新興感染症患者の対応については、引き続き、関係機関と連携・協力しながら、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。これまでの経験をもとに、新興感染症等の感染拡大時の対応に資するよう平時からの機能整備に取り組むこと。

##### (災害時医療)

市民の安全・安心を守るため、災害拠点病院として、大規模災害の発生に備え、必要な人的・物的資源を確保し、対応マニュアル等の整備及びこれに基づく訓練を行うこと。また、大規模災害発生時には、迅速かつ的確に医療

救護活動や人的・物的支援に努めること。

## 2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

### (1) 患者中心の医療の推進

患者に信頼される病院として、診療情報を適切に管理するとともに、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。

### (2) 医療安全対策

患者に対し、安全・安心な医療を提供するため、職員全員が医療安全への意識を高めるとともに、医療事故・院内感染の予防や再発防止に向けた取組を組織的に行うこと。

### (3) 患者サービスの向上

日頃から患者のニーズを意識し、対応策や改善策を迅速かつ的確に講ずることで、患者満足度の向上を図ること。また、職員一人ひとりが、患者に寄り添った対応ができるよう、職員の接遇向上を図ること。

## 3 医療従事者の確保と働き方改革

### (1) 医療従事者の確保

持続可能な地域医療の確保のため、優れた知識と専門性を有する医療従事者の確保に努めること。

特に医師については、教育研修・研究機能の充実や勤務環境の整備等により、中長期的な視野で人材の確保に努めること。

### (2) 医療従事者の働きやすい環境づくり

医療従事者の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務負担の軽減、柔軟な勤務形態の整備など、職場環境の整備に努めること。特に医師の時間外労働規制には、確実に対応すること。

## 4 地域との連携

### (1) 地域の医療機関との連携

地域の基幹病院として、持続可能な地域医療提供体制の確保に資するよう、必要に応じて他の医療機関等との機能分化や連携強化を図ること。

また、地域医療支援病院として、地域の医療機関との適切な役割分担のもと、医療機能や役割に応じて患者の紹介を受け、又は逆紹介を行うなど、地域の医療機関との連携を図ること。

## (2) 市や関係機関等との連携

市立病院として、地域の医療機関等の感染予防対策の支援、救急医療における関係病院間の調整の主導など、市の医療政策のパートナーとしての役割を引き続き果たしていくこと。

また、市その他の関係機関等と連携した事業の実施や協力を通じて、地域医療をオール静岡で支えていくこと。

## (3) 市民への情報提供

病院の診療・治療実績、疾病、経営状況に関する情報等、市民に有用な情報を迅速かつ正確に発信すること。また、医療に関する知識の普及のため、市内の教育機関等と連携し、医療教育をさらに推進していくこと。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 効率的な業務運営等

医療環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制の構築を図ること。また、法人内の人的資源が効率的かつ有効に機能するよう各部門の自由闊達なコミュニケーションにより、組織力を十二分に発揮し、業務運営体制の強化を図ること。

職員全員が業務運営に関する意識を高め、組織として業務改善に継続的に取り組むこと。また、部門別の目標による管理や外部評価の活用により業務運営の改善を図ること。

#### 2 教育研修の充実

職員のスキルアップを図るため、体系的な部門別研修、テーマ別研修等を充実させること。

#### 3 職員の勤務意欲の向上

職場環境を整備し、職員の自己啓発への支援制度や能力・勤務実績が認められる仕組みを整備することで、職員の勤務意欲を向上させ、組織の活性化を図ること。

#### 4 事務部門の強化

事務職員の計画的な採用とともに、研修や人事管理等の仕組みの構築等を通して、病院経営、医療に関する制度等に精通した専門性の高い事務職員を確保し、育成していくこと。



## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 経営指標に係る数値目標の設定

地方独立行政法人法等に基づく政策医療等に係る運営費負担金の受入れの下、第3期中期目標期間を通じて、経営の健全化を図ること。

経常収支比率については、第3期中期目標期間の収支において、経常収支比率100%以上とする数値目標を設定すること。

### 2 収入の確保及び費用の節減

収入増加に繋がる診療体制の確保や効率的な病床利用に努めるとともに、診療報酬改定、患者の動向等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的な収入確保を図ること。

また、職員全員がコスト意識を持ち、効率的な業務運営に努めること。人件費及び材料費の管理、材料の調達コストの削減等を通して、費用の節減を図ること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 法令等の遵守

医療法等の関係法令を遵守し、行動規範の確立及び実践により、適正な業務運営を行うこと。また、個人情報保護、情報公開に関して、法令や国のガイドラインに基づき、適切に対応すること。

### 2 施設・医療機器等の更新

今後の医療需要の変化や地域の実情を踏まえ、長期的な視点をもって、病院施設・設備の更新や修繕を計画的に実施すること。

特に、老朽化が進み手狭になっている西館その他の施設については、医療の高度化や技術の進展に適応するための再整備が必要であることから、市と十分に連携を図りながら、早急に、本目標に定める病院が担うべき役割・機能等を踏まえ、将来の病院のあり方について検討を進めること。

医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。

デジタル化への対応については、医療の質の向上、働き方改革の推進等を見据え、各種情報システムを積極的に活用していくこと。

令和 4 年 10 月 日

静岡市長 田辺 信宏 様

地方独立行政法人静岡市立静岡病院評価委員会  
委員長 藤本 健太郎

意見書

地方独立行政法人静岡市立静岡病院第 3 期中期目標案について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づく本評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 25 条第 1 項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

以上

○地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期目標案	地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期計画素案
<p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人静岡市立静岡病院(以下「静岡病院」という)は、明治2年の創立以来150年余にわたり、地域の第一線の基幹的病院として、市民の健康と生命を守り続けてきた。平成28年度の法人設立以降は、地方独立行政法人のメリットである自律性、機動性を発揮して、高度化・多様化する医療ニーズに柔軟かつ的確に対応し、循環器系疾患領域を中心とする高度・専門医療において顕著な実績をあげるとともに、救急医療、感染症医療など本市の政策医療においても積極的かつ主導的な役割を果たし、“本市の地域医療の最後の砦”として地域医療の確保と質の向上に貢献してきた。</p> <p>第2期中期目標期間(平成31年4月～令和5年3月)においては、当該期間が始まってまもなく発生した新型コロナウイルスの災禍に際し、県内唯一の第一種感染症指定医療機関として最も初期の段階から対応し、クルーズ船からの患者受入れに始まり、その後も中等症・重症の患者を中心に数多くの患者を受入れ、他の医療機関では対応困難な高度な治療も提供してきた。未知のウイルスから市民を守るため、病院の総力を挙げて患者を受け入れ、他の医療機関、施設、学校などを支援し、指定医療機関としての重責を果たしてきたことに敬意を表したい。</p> <p>新しい感染症との闘いは長期化の様相を呈しており、感染症医療と一般医療の並立、市民の受療動向の変化、さらには世界情勢を反映した物価の急騰も相まって、病院は人的、物的、財政的に大きな負担を強いられている。こうした中、第3期中期目標期間(令和5年4月～令和9年3月)においては、静岡病院には、不透明・不確実なアフターコロナの病院を取り巻く環境を注視しつつ、今年3月に総務省が公表した公立病院の経営強化や病院間の機能分化・連携強化に主眼を置く“公立病院経営強化ガイドライン”も踏まえた上で、職員一丸となって地域の実情に即した必要な経営強化に取り組むとともに、さらに強みを生かした病院経営をして欲しい。</p> <p>病院事業はSDGsの目標3“すべての人々に健康と福祉を”を体現する事業である。“持続可能な地域医療の実現”のため、静岡病院には引き続き、地域医療の確保と病院の経営の安定という時に相反する課題の両立に真摯に取り組み、市民に対して質の高い医療を提供していくことを求め、ここに第3期中期目標を定める。</p> <p><b>第1 中期目標の期間</b> 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。</p>	<p><b>前文</b></p> <p><b>第1 中期計画の期間</b> 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。</p>

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域における役割・機能と担うべき医療

(1) 静岡病院が担う役割・機能

医療需要の変化への対応等を迫られる厳しい環境の中、国等の医療政策の動向を十分に踏まえ、誰一人取り残さない地域医療の安定的な提供と健全な病院経営の両立を図りつつ、質の高い医療を提供していくこと。

また、地域医療構想等を踏まえ、高度な急性期医療を担う中核病院として、市内の医療提供体制において果たすべき役割や機能を明確に示していくこと。併せて地域包括ケアシステムの推進に寄与すること。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域における役割・機能と担うべき医療

(1) 静岡病院が担う役割・機能

静岡県地域医療構想等を踏まえ、高度急性期医療・救急医療を担う地域の基幹病院として、患者の状態の早期安定に向けた質の高い医療と手厚い看護を提供します。

また、地域の医療機関等との速やかな病病・病診連携により、患者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの推進に貢献します。

指標

目標

	項目	令和3年度実績
1	DPC入院期間Ⅱ以内退院割合	67.1%
2	重症度、医療・看護必要度Ⅱ	40.0%
3	在宅復帰率	97.8%

(2) 静岡病院が担うべき医療  
(高度医療・専門医療、救急医療、感染症医療、災害時医療等)

(高度医療・専門医療等)

地域における心臓・血管疾患治療の中心的な役割を担ってきた伝統と実績を踏まえ、引き続き、高度で専門的な医療を提供すること。  
また、地域がん診療連携拠点病院として、患者の病態に応じた先進的で質の高いがん医療を提供すること。  
さらに、今後の医療需要の動向を注視しながら、市内の医療の提供状況や医療ニーズの変化に対応した医療を提供すること。

(救急医療)

本市の救急医療が逼迫する中、より高次の救急医療を担う体制を構築し、関係医療機関との連携・協力を一層推進することにより、市立病院として、引き続き、本市の救急医療体制の中心的な役割を担うこと。

(2) 静岡病院が担うべき医療  
(高度医療・専門医療、救急医療、感染症医療、災害時医療等)

(高度医療・専門医療等)

「ハートセンター」「大動脈・血管センター」を中心に、医療技術を駆使した低侵襲治療やハイブリッド治療等を提供し、心臓疾患、動脈・静脈疾患治療の地域における中核的な役割を担います。  
地域がん診療連携拠点病院として、悪性腫瘍疾患に対する診断から集学的治療、緩和ケアまで、患者の不安の軽減を図るとともに、QOLの向上を目指した総合的な医療とケアを提供します。

指標

	項目	令和3年度実績
4	心臓カテーテル検査件数	1,734件
5	開心術件数	267件
6	ステントグラフト治療	117件
7	悪性腫瘍手術件数	737件
8	がん化学療法延べ患者数	3,751件

(救急医療)

初期救急から最重症の三次救急まで、幅広く安定した受入体制を維持し、「断らない救急」をモットーに24時間365日、救急車搬送患者を積極的に受け入れ、良質な救急医療を迅速に提供します。

指標

	項目	令和3年度実績
9	救急患者数	11,292人
10	救急車搬送患者数	5,875人
11	地域救急貢献率(※)	19.6%

※ 計算式：当院救急搬送患者数／静岡医療圏救急搬送患者数

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期目標案

**(感染症医療)**

本県で唯一の第一種感染症指定医療機関として、感染症患者(第一類)の受入体制を維持するとともに、患者発生時においては市及び関係機関と連携し、入院治療等の対応を行うこと。

また、新興感染症患者の対応については、引き続き、関係機関と連携・協力しながら、地域の感染症医療における中核的な役割を果たすこと。これまでの経験をもとに、新興感染症等の感染拡大時の対応に資するよう平時からの機能整備に取り組むこと。

**(災害時医療)**

市民の安全・安心を守るため、災害拠点病院として、大規模災害の発生に備え、必要な人的・物的資源を確保し、対応マニュアル等の整備及びこれに基づく訓練を行うこと。また、大規模災害発生時には、迅速かつ的確に医療救護活動や人的・物的支援に努めること。

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期計画素案

**(感染症医療)**

県内唯一の第一種感染症指定医療機関として、新興・再興感染症発生時には行政や保健所、地域の医療機関等と連携・協力し、速やかな患者の受入れ・専門的な治療を行います。

新興・再興感染症の発生に備え、平時から関係機関との連携を確保すると共に、職員教育や受入体制の整備及び感染対策に必要な医療材料の備蓄を行います。

また、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、有事における病床確保など、地域の感染症医療の中核的な役割を果たします。

指標

	項目	令和3年度実績
12	感染症対応用確保病床数(最大確保数)	32床
13	入院1患者1日あたり手指衛生回数	14.6回

**(災害時医療)**

災害拠点病院として、研修・訓練の実施や必要物品等の備蓄確認を行い、事業継続計画及び災害時医療対策マニュアルに基づき、非常時においても継続して医療が提供できるよう努めます。

また、DMAT隊(災害派遣医療チーム)の体制を維持し、災害時に必要な医療救護活動が実践できるよう備えます。

指標

	項目	令和3年度実績
14	DMAT隊 チーム数	2チーム
15	防災訓練開催回数	4回

2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

患者に信頼される病院として、診療情報を適切に管理するとともに、患者への十分な説明と同意のもとに医療を提供すること。

(2) 医療安全対策

患者に対し、安全・安心な医療を提供するため、職員全員が医療安全への意識を高めるとともに、医療事故・院内感染の予防や再発防止に向けた取組を組織的に行うこと。

2 患者の視点に立った信頼される医療の提供

(1) 患者中心の医療の推進

患者自身や家族が医療内容を理解し、納得した上で治療を受けられるよう、適切なインフォームドコンセントを行うことに加え、患者と医療者が互いに尊重し合い対等な協力者として治療を行っていく、患者と医療者のパートナーシップの構築を目指すことで、最善の全人的医療を提供します。

指標

項目		令和3年度実績
目標	16 入退院支援加算算定件数(※)	5,426件
	17 総合相談件数	5,028件
(内訳)	退院調整(在宅)	50.3%
	退院調整(転院)	29.8%
	経済的な相談	7.8%
	受診に関する相談	5.6%
	その他	6.5%

※ 入院早期より退院困難な要因を有する患者を抽出し、退院・在宅復帰に向けて支援すると算定できる診療報酬。

(2) 医療安全対策

医療事故の予防や再発防止のため、インシデントレポート等による課題の収集や分析により医療の透明性を高め、組織的な事故防止に向けた取り組みを行います。

安全・安心で質の高い医療を提供するため、マニュアルの整備や医療スタッフの教育研修、診療内容の標準化に取り組み知識と技術の向上を図ります。

指標

項目		令和3年度実績
目標	18 インシデントレポート件数(※)	2,194件
	19 入院患者の転倒・転落発生率	2.6‰
	20 クリニカルパス数	126

※ 続発症含む



地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期目標案

(3) 患者サービスの向上

日頃から患者のニーズを意識し、対応策や改善策を迅速かつ的確に講ずることで、患者満足度の向上を図ること。また、職員一人ひとりが、患者に寄り添った対応ができるよう、職員の接遇向上を図ること。

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期計画素案

(3) 患者サービスの向上

患者及び家族等の立場に立ったサービスを提供するため、日頃から患者ニーズの把握に努めます。

また、寄せられた意見を取り入れ、継続的な改善活動に取り組むと共に、研修の実施等により、病院に携わる全てのスタッフの接遇能力向上に努めます。

指標

目標  
目標

項目	令和3年度実績
21 入院患者満足度(※)	87.2%
22 入院患者満足度(接遇項目のみ)(※)	86.8%
23 外来患者満足度(※)	70.7%
24 外来患者満足度(接遇項目のみ)(※)	82.2%
25 提案箱投書件数	128件
(内訳)	
苦情	44.5%
提案、要望	32.8%
感謝、お褒め	20.3%
その他	2.4%

※「満足」以上とした割合

3 医療従事者の確保と働き方改革

(1) 医療従事者の確保

持続可能な地域医療の確保のため、優れた知識と専門性を有する医療従事者の確保に努めること。

特に医師については、教育研修・研究機能の充実や勤務環境の整備等により、中長期的な視野で人材の確保に努めること。

3 医療従事者の確保と働き方改革

(1) 医療従事者の確保

高度医療・専門医療、救急医療等の安定的な提供を図るため、医師、看護師など医療従事者の確保に努めます。

特に医師については、大学等関係機関との連携やセミナーの開催等により教育・研修体制を充実させ、医師の確保と育成を推進します。また、看護師特定行為研修の指定研修機関としての実績をアピールするなど、引き続き看護師の確保と育成を推進します。

指標

項目		令和3年度実績 (3月31日現在)
26	医師・歯科医師数	163人
	(うち、専攻医数)	(29人)
	(うち、研修医数)	(26人)
	助産師・看護師・准看護師数	533人
	医療技術員数(※)	169人
27	各種専門資格を有する職員数	125人
	(内訳)	
	医師・歯科医師	92人
	助産師・看護師・准看護師	16人
	医療技術員(※)	17人

※医療技術員・・・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、歯科衛生士

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期目標案

(2) 医師等医療従事者の働きやすい環境づくり

医療従事者の健康を維持し、ワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務負担の軽減、柔軟な勤務形態の整備など、職場環境の整備に努めること。特に医師の時間外労働規制には、確実に対応すること。

地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期計画素案

(2) 医師等医療従事者の働きやすい環境づくり

医療従事者が健康で安心して働くことができるよう、勤務状況の把握や定期健康診断・ストレスチェック等の実施により、職場環境の整備に努め、働きやすい環境づくりを目指します。  
また、タスク・シフト/シェアの推進や医療秘書の適正な配置等により、医師をはじめ職員の時間外勤務の縮減と負担軽減を図り、効率的な業務の遂行に努めます。

指標

目標  
目標

項目	令和3年度実績
28 時間外勤務 年960時間超えの医師数	5人
29 年5日以上の有給休暇取得率	98.1%
(内訳) 医師・歯科医師	89.3%
助産師・看護師・准看護師	100.0%
医療技術員(※)	100.0%

※医療技術員・・・薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、歯科衛生士

4 地域との連携

(1) 地域の医療機関との連携

地域の基幹病院として、持続可能な地域医療提供体制の確保に資するよう、必要に応じて他の医療機関等との機能分化や連携強化を図ること。

また、地域医療支援病院として、地域の医療機関との適切な役割分担のもと、医療機能や役割に応じて患者の紹介を受け、又は逆紹介を行うなど、地域の医療機関との連携を図ること。

(2) 市や関係機関等との連携

市立病院として、地域の医療機関等の感染予防対策の支援、救急医療における関係病院間の調整の主導など、市の医療政策のパートナーとしての役割を引き続き果たしていくこと。

また、市その他の関係機関等と連携した事業の実施や協力を通じて、地域医療をオール静岡で支えていくこと。

4 地域との連携

(1) 地域の医療機関との連携

基本方針の一つである「地域医療の充実のための病診連携、病病連携、保健福祉機関との連携」及び地域医療構想の実現に向け、基幹病院として地域の医療機関への医師派遣など連携に努め、切れ目のないサービスの提供を行います。

また、高度急性期医療を必要とする患者の紹介と、病状が安定した患者の地域医療機関への逆紹介を推進し、地域医療支援病院としての役割を果たします。

指標

	項目	令和3年度実績
目標	30 紹介率	86.6%
目標	31 逆紹介率	140.0%
目標	32 地域連携パス新規利用件数	526件
	33 連携安心カード(オレンジカード(※)) 新規発行枚数	273枚

※当院と静岡市静岡医師会の診療所で医療情報を共有し、紹介・逆紹介患者に安心感を与えると共に、急変時の速やかな医療の提供を目的としたカード。

(2) 市や関係機関等との連携

地域の基幹病院として医療、福祉、保健サービスの各分野における行政機関等との連携・協力体制を維持し、市の政策を共に推進します。

また、教育機関等からの実習の受け入れや救命救急士の育成により、地域の医療技術の向上と人材育成に貢献します。

指標

	項目	令和3年度実績
34	看護実習受入人数(看護学校)	374人
35	救急救命士実習受入人数(消防局)	12人
36	障がい者職場実習受入人数(支援学校等)	1人

(3) 市民への情報提供

病院の経営状況、診療・治療実績、疾病に関する情報等、市民に有用な情報を迅速かつ正確に発信すること。また、医療に関する知識の普及のため、市内の教育機関等と連携し、医療教育をさらに推進していくこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営等

医療環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、自律性、機動性に優れた効率的な業務運営体制の構築を図ること。また、法人内の人的資源が効率的かつ有効に機能するよう各部門の自由闊達なコミュニケーションにより、組織力を十二分に発揮し、業務運営体制の強化を図ること。

職員全員が業務運営に関する意識を高め、組織として業務改善に継続的に取り組むこと。また、部門別の目標による管理や外部評価の活用により業務運営の改善を図ること。

(3) 市民への情報提供

ホームページ等の活用により、病院の機能や診療実績等の情報提供を行うとともに、院内外での講演会の開催等により市民に向けた情報発信を継続します。

学生を対象とした医療教育を引き続き行い、自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成に貢献します。

指標

	項目	令和3年度実績
目標	37 病院ホームページ訪問数(※)	523,057
	38 病院出前講座 受講延べ人数	256人
	39 中学生対象「がん教育」活動実績	7校・12講義・8日間

※訪問数・・・セッション数。ホームページへのアクセスから離脱までを「1」とする指標。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 効率的な業務運営等

病院基本理念の達成及び中期計画・年度計画の実行による中期目標達成のため、地方独立行政法人制度の特長を生かした予算や人事の弾力的な運用、重要業績評価指標(KPI)による進捗管理により、迅速な意思決定と組織的な業務運営を行います。

病院機能評価や卒後臨床研修評価(JCEP)等の外部評価を積極的に活用し、医療の質の向上と安全の確保、医療環境の変化に応じた継続的な質改善活動に取り組みます。

指標

	項目	令和3年度実績
目標	40 1日平均入院患者数	399人
目標	41 平均在院日数	11.4日
	42 入院単価	90,601円
	43 新入院患者数	11,787人

## 2 教育研修の充実

職員のスキルアップを図るため、体系的な部門別研修、テーマ別研修等を充実させること。

## 3 職員の勤務意欲の向上

職場環境を整備し、職員の自己啓発への支援制度や能力・勤務実績が認められる仕組みを整備することで、職員の勤務意欲を向上させ、組織の活性化を図ること。

## 2 教育研修の充実

職員が専門性を生かし、安全でより高度な医療が提供できるよう、シミュレーションラボ室の効果的な運用や実習プログラムの充実等により医療水準の向上を図ります。また、臨床研修指導医の育成による医師の教育基盤強化に努めます。

幅広い教育機会の提供と必要な教育が継続できるよう、Webを利用した研修やeラーニングの活用を推進します。

### 指標

	項目	令和3年度実績
目標	44 実習プログラム受講延べ人数	1,319人
	45 臨床研修指導医数(※)	54人

※ 年度末(3月31日)時点における資格保持者の人数

## 3 職員の勤務意欲の向上

職員の自己啓発へのチャレンジを推進するため、職員資格取得支援制度の充実を図るとともに、職員の能力や勤務実績に応じた評価がされているか点検・改善を行います。

また、職員満足度調査の結果を業務改善に活用するための施策を検討し、勤務環境改善を継続して行うことができる仕組みを構築します。

### 指標

	項目	令和3年度実績
目標	46 職員満足度調査(5段階評価)	
	Q.現在の仕事にやりがいがありますか	3.72
目標	Q.当院を職場としてすすめようと思いますか	2.92
	47 資格取得支援制度利用者数	7人
	48 教育休職制度等利用者数	1人
	49 育児・介護休業制度利用者数	78人

4 事務部門の強化

事務職員の計画的な採用とともに、研修や人事管理等の仕組みの構築等を通して、病院経営、医療に関する制度等に精通した専門性の高い事務職員を確保し、育成していくこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営指標に係る数値目標の設定

地方独立行政法人法等に基づく政策医療等に係る運営費負担金の受入れの下、第3期中期目標期間を通じて、経営の健全化を図ること。

経常収支比率については、第3期中期目標期間の収支において、経常収支比率100%以上とする数値目標を設定すること。

4 事務部門の強化

他部門との業務における連携や、専門性の高い職員を育成するため、事務職員の人材育成プランを作成し中長期的な視点で自身のキャリアを見通せる体制を構築します。

また、市との連携による研修への参加や、計画的な採用・人事異動等により事務部門の強化に努めます。

指標

項目	令和3年度実績
50 静岡市主催研修 事務職員参加人数	20人

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経営指標に係る数値目標の設定

政策医療や不採算医療を含め、地方独立行政法人としての役割を継続的に担うため、柔軟で効率的な病院運営を行い、第3期中期目標期間における経常収支比率100%以上を目指し、安定した財務基盤を確立します。

指標

目標  
目標

項目	令和3年度実績
51 経常収支比率	105.4%
52 医業収支比率	92.4%
53 不良債務比率	0%
54 資金不足比率	0%
55 累積欠損金比率	0%

2 収入の確保及び費用の節減

収入増加に繋がる診療体制の確保や効率的な病床利用に努めるとともに、診療報酬改定、患者の動向等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応し、安定的な収入確保を図ること。

また、職員全員がコスト意識を持ち、効率的な業務運営に努めること。人件費及び材料費の管理、材料の調達コストの削減等を通して、費用の節減を図ること。

2 収入の確保及び費用の節減

地域の医療機関との連携等により効率的な病床利用に努めると共に、診療報酬の分析や改定への的確な対応、施設基準の取得などに取り組み、安定した収入の確保を行います。

職員給与費比率や薬品費比率等の経営指標を定期的に分析し、適切な人員配置やコスト管理を行い費用の節減に努めます。

指標

	項目	令和3年度実績
目標	56 職員給与費比率	49.4%
目標	57 薬品費比率	17.2%
目標	58 診療材料費比率	16.8%
	59 病床稼働率(506床)	78.8%
	60 入院収益	13,182百万円
	61 外来収益	5,454百万円
	62 経費比率	17.3%
	63 委託費比率	9.1%

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 法令等の遵守

医療法等の関係法令を遵守し、行動規範の確立及び実践により、適正な業務運営を行うこと。また、個人情報保護、情報公開に関して、法令や国のガイドラインに基づき、適切に対応すること。

第5 その他業務運営に関する重要事項に係る目標を達成するためとるべき措置

1 法令等の遵守

公的医療機関にふさわしい行動規範を確立するため、医療法、労働基準法、個人情報保護法など関連する法令を遵守し、法令改正時の適切な対応や内部統制の整備等により、適正な業務運営を行います。

指標

	項目	令和3年度実績
64	医療法第25条第1項に基づく立入検査(※)での指摘事項数	0件
65	カルテ開示件数	84件

※病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、適正な管理を行っているか市長が任命した医療監視員による立入検査。原則年1回実施。



地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期目標案	地方独立行政法人静岡市立静岡病院 第3期中期計画素案
<p><b>2 施設・医療機器等の更新</b></p> <p>今後の医療需要の変化や地域の実情を踏まえ、長期的な視点をもって、病院施設・設備の長寿命化や更新を計画的に実施すること。</p> <p>特に老朽化した施設の再整備については、病院の将来の目指す姿を見据え、市と十分に連携を図りながら検討を進めること。</p> <p>医療機器の導入や更新については、費用対効果等を検証した上で計画的に行うこと。</p> <p>デジタル化への対応については、医療の質の向上、働き方改革の推進等を見据え、各種情報システムを積極的に活用していくこと。</p>	<p><b>2 施設・医療機器等の更新</b></p> <p>医療政策の動向や医療需要の変化、社会情勢を踏まえ、地域の医療需要や必要性、採算性を十分に考慮し、計画的な高度医療機器の更新及び整備を行います。</p> <p>また、老朽化の進んだ施設の再整備については、近年の医療の高度化・複雑化に対応するため、病床規模や診療体制等を考慮しながら静岡市等と連携し検討を進めます。</p> <p>オンライン資格確認の更なる活用等により、医療のDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、医療の質の向上と業務の効率化を図ります。</p> <p>＜主な施設整備及び医療機器の更新＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手術室改修工事</li> <li>・ICU(集中治療室)改修工事</li> <li>・西館空調熱源更新工事</li> <li>・外来等リフレッシュ工事</li> <li>・ダヴィンチ(手術支援ロボット)更新</li> <li>・ハイブリッド手術室対応X線血管装置更新</li> </ul>